

## 地域プロジェクトマネージャーの受入れに係る Q&A

令和3年3月31日

○ 地域プロジェクトマネージャーには、どれくらいの期間プロジェクトに従事してもらえますか。

- 地域プロジェクトマネージャーは、地方創生の実現に向けた重要プロジェクトに現場責任者として従事してもらうこととしており、重要プロジェクトである以上、成果をあげるまで少なくとも1年程度はかかることを想定していることから、従事期間の下限はおおむね1年としています。従って、おおむね1年に満たずに地域プロジェクトマネージャーが退任した場合、特別交付税措置の対象とはなりません。
- また、そうしたプロジェクトを自走化させていくには、立ち上げに1年、ルーティン化に1年、自走化に向けた準備に1年かかることを想定しており、従事期間の上限は3年としています。なお、地方自治体の判断により、当該プロジェクトに地域プロジェクトマネージャーとして3年間従事していた者を引き続き従事させることは可能ですが、その場合は、特別交付税措置の対象とはなりません。

○ 地域プロジェクトマネージャーは、どのような身分でプロジェクトに関わることになりますか。

- まず、地域プロジェクトマネージャーについては、その報償費等に対して1人あたり650万円上限という高い水準の地方財政措置を講じることとしており、報酬に見合う成果をあげて頂くことは勿論、その働き方について適切にガバナンスを効かせる必要があります。
- このことから、地域プロジェクトマネージャーに業務を委嘱するに当たっては、委託契約（地方自治体から委託を受けた法人等の職員等として採用される場合を含む）を締結するのではなく、プロジェクトを実施する地方自治体の職員として任用する必要があります。
- その際、地域プロジェクトマネージャーには、地域に根差した重要プロジェクトに現場の責任者として従事し、当該プロジェクトを成功に導くことが期待されており、市町村の指揮命令下で従事すること、助言だけではなく企画立案等具体的な業務に携わること、業務に従事する時間が相当程度あること等を勧告し、会計年度任用職員として任用するものとしています。

○ 地域プロジェクトマネージャーは、兼業・副業を行うことは可能ですか。

- 地域プロジェクトマネージャーには、地方創生の実現に向けた重要プロジェクトに現場の責任者として従事してもらうことを想定しているため、基本的にはフルタイムの会計年度任用職員として業務にあたってもらうこととなります。なお、その場合であっても、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）はじめ関係法規等の規定の範囲内で、首長等任命権者の許可を得て兼業・副業を行うことは可能です。
- また、パートタイムの会計年度任用職員として地域プロジェクトマネージャーを任用することも可能です。この場合には、地方公務員法第 38 条に規定する「営利企業への従事等の制限」の対象外となりますが、「地域プロジェクトマネージャー推進要綱」（令和 3 年 3 月 31 日（総行応第 76 号）制定。）第 4（3）の規定により、自らの主たる業務として、任用された地方自治体の重要プロジェクトに従事する必要があります。
- さらに、パートタイムの会計年度任用職員として地域プロジェクトマネージャーを任用する場合には、その報償費の水準について、フルタイムの場合に比してより一層丁寧に関係者間で協議を行って合意するとともに、議会をはじめ地域住民等へ説明してその理解を得ることが重要です。

○ 地域プロジェクトマネージャーは、テレワークやリモートでのアドバイスによってのみ業務に従事することは可能ですか。

- 地域プロジェクトマネージャーは、任用される自治体に住民票を異動したうえで地域に根差したプロジェクトに従事するものであり、テレワークやリモートでのアドバイスによってのみ従事することは想定しておりません（住民票を異動したうえで、必要に応じて適宜テレワークやリモートでのアドバイスを実施することは当然差し支えありません。）。

○ 地域プロジェクトマネージャーは、どのように選任すればよいですか。

- 地域プロジェクトマネージャーの任用に際しては、まず、地方自治体が、団体としてどうしても推進したい「重要プロジェクト」を主体的に組成し、その目的、数値目標、推進体制及び予算等の実施に向けた重要事項を明確にしておく必要があります。
- そのうえで、当該プロジェクトを推進するにあたり、首長と執行部隊の間を現場責任者として繋ぐ人物として、地域プロジェクトマネージャーを任用することとなります。そのため、プロジェクト組成後には、当該プロジェクトをマネジメントして推進する人材に必要な要件の定義を行う必要があります。
- 基本的な地域プロジェクトマネージャーの資質や人物像としては、①地方や地域の実情への理解があり、②専門的知識やそれを活かした仕事経験、その経験を通じて得た人脈を有し、③プロジェクトを実施する地域にも早期に馴染むことができる又は既に一定の良好な関係性を有している、といったことがあげられます。
- こうした資質を有していることや、上記のプロジェクト推進にあたり必要となる要件を、公平性及び透明性の担保された選任手続きにより確認して選任することとなります。例として、業務内容や必要とされる能力を示して公募をかけ、有識者や地域おこし協力隊OB・OG等第三者を構成員として含む合議体により、選任を進めていくといった方法が考えられます。
- どのような選任方法とするにせよ、地域プロジェクトマネージャーへの報償費等を含むプロジェクト予算について、地方自治体の議会での審議を通じてしっかりと議論し、丁寧に説明を行ったうえで選任することがなによりも重要です。この点を踏まえ、地域の実情に応じた選任方法を採用して頂ければと存じます。

○ 地域プロジェクトマネージャーの地域要件とは、どのようなものですか。

- 地域プロジェクトマネージャーの地域要件は、地域おこし協力隊と同様としています。ただし、任期終了後に現地に定住している地域おこし協力隊のOB・OG、地域おこし企業人及び地域活性化起業人のOB・OGについては、地域プロジェクトマネージャーとして任用することができます。

○ 別の市町村で地域プロジェクトマネージャーとして活躍した人を、当市町村で地域プロジェクトマネージャーとして任用することはできますか。

○ 任用期間終了後の取扱いについても、地域プロジェクトマネージャーの地域要件は地域おこし協力隊と同様としています。

○ すなわち、ある市町村で地域プロジェクトマネージャーとして活動した経験のある人で、任用時にプロジェクトを実施する市町村に生活の本拠があり、かつ住民票を異動させている人については、当該市町村の地域プロジェクトマネージャーとして任用することができます。

○ ただし、その場合にも、地域の重要プロジェクトに、公平性及び透明性が担保された選任手続を経て選任されたうえで従事するという事は変わらず、また、新たな活動地においてもしっかりとプロジェクトを推進して成果をあげていくことが求められます。

○ 地域おこし協力隊や地域おこし企業人等のOB・OGの人は、任期終了後何年までなら地域プロジェクトマネージャーとして任用することができますか。

○ 地域プロジェクトマネージャーは、地域に根差した重要プロジェクトを推進することが任務であり、地域おこし協力隊や地域おこし企業人等のOB・OGについては、任期終了後の経過年数が長ければ長いほど地域との関係も強固なものとなっていると推測され、地域プロジェクトマネージャーとして任用される際にはこのことがプラスに作用するものと推測されます。

○ したがって、このような場合に、特段の期限を設けることはしていません。

○ 地域おこし協力隊や地域おこし企業人等のOB・OGではないものの、地域に居住して活躍している人を地域プロジェクトマネージャーとして任用することはできますか。

- 地域プロジェクトマネージャーは、都市地域から過疎地域等への条件不利地域へ住民票を異動して業務に従事してもらうこととしており、これは、都市部で培った専門人材等との人脈をプロジェクトの推進に活かしてもらうためです。
- 他方、元々地域に居住しながらも外部との人脈を構築し様々な活躍されている方もおられますが、そうした方が地元にいる市町村については、そのような人材に必要なに応じて業務を委嘱すればよく、必ずしも外部から人材を呼び込んでくる必要性に迫られているということではありません。
- このように、地域プロジェクトマネージャーは、より人的資源に乏しい市町村が、外部から人材を任用することにより地域活性化プロジェクトを推進して成果をあげていくことを後押しする制度であり、地元の方を任用する場合は地方財政措置の対象としないこととしています。

○ なぜ、地域プロジェクトマネージャーの報償費等だけが特別交付税措置の対象で、報償費等以外のプロジェクトの推進に要する経費（地域プロジェクトマネージャーの活動に要する経費を含む）については措置の対象とならないのですか。

- 上述のとおり、地域プロジェクトマネージャーは、より人的資源に乏しい市町村が、外部から人材を任用することにより地域活性化プロジェクトを推進して成果をあげていくことを後押ししていく制度です。プロジェクトを成功に導くため、そうした市町村が外部から人材を任用するための経費について後押しを行うものであり、プロジェクトの推進そのものに要する経費については、各市町村の自主財源によって対応いただくことが適当と考えています。
- また、地域プロジェクトマネージャーについて、地域おこし協力隊又は地域活性化起業人に係る財政措置を併用することはできません。